

様式第2号(第5条関係)(電子入札)

睦沢町一般競争入札公告 第 号 工事の一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。なお、この入札は、ちば電子調達システムに係る電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

年 月 日

睦沢町長

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名
- (2) 工事を施工する場所
- (3) 工事期限 年 月 日 ()
- (4) 工事の概要
 - ① 目的
 - ② 規模及び構造
 - ③ 概要図
- (5) 予定価格 , , 円(税抜き)

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 年度睦沢町建設工事等入札参加業者資格者名簿に登録されている者のうち、 工事について建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者で、千葉県又は睦沢町から指名停止措置を、当該工事の公告の日から当該工事の入札の日までの間、受けていないものであること。
- (2) 千葉県及び睦沢町に申請した 工事の総合点数が 点以上である者であること。
- (3) 千葉県内に本店又は建設業法に基づく許可を得た営業所がある者であること。
- (4) 級 又はそれと同等以上の資格を有し、かつ、工事に係る監理技術者証の交付を受けている者を本工事に専任で配置できる者であること。
- (5) 過去 年間で本工事と同種 () の公共工事を元請として施工した実績があること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
又は本工事の入札日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りした者
イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生
手続開始の決定がされていないもの

3 入札及び開札の方法及び日時

- (1) 入札日時 年 月 日 () 午前 時から
年 月 日 () 午後 時まで
- (2) 入札方法 電子入札システムによる。

郵便、電報等による入札は、認めない。なお、紙入札業者として参加を希望する場合には、睦沢町電子入札約款、睦沢町電子調達システム運用

基準及び睦沢町建設工事に係る電子入札による一般競争入札の実施要領による。

- (3) 開札日時 年 月 日 () 午後 時から
- (4) 開札場所
- (5) 開札立会 入札に参加した者又は開札立会委任状(睦沢町電子調達システム運用基準 様式第5号)を持参した代理人は、開札に立会いできるものとする。

4 入札参加資格の確認等

本工事の入札に参加を希望する者は、別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料(以下「資格確認資料」という。)を電子入札システムの添付機能を利用して、電子入札システムにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 資格確認資料の提出期間

年 月 日 () 午前 時から
年 月 日 () 午後 時まで

(2) 入札参加資格の確認結果通知

年 月 日 () に電子入札システムにより、競争参加資格確認通知書をもって通知する。

5 契約条項等を示す場所

本工事に係る契約書(案)、電子入札約款、設計図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)の縦覧等については、入札情報サービスにより次のとおり行う。

- (1) 縦覧期間
- (2) 時 間
- (3) 縦覧場所 入札情報サービスによる。
- (4) 設計図書等に対する質問

設計図書等に対する質問がある場合は、質問書をFAX又は持参により提出すること。

- ① 受付期間
- ② 時 間
- ③ 提出先 睦沢町役場総務課財政班
FAX 0475-44-1729

質問に対する回答は、年 月 日 () までにFAXにより随時行う。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、睦沢町財務規則第130条の定めるところにより入札保証金を納めなければならない。
- (2) 次のいずれかに該当する場合については、入札保証金を納める必要はない。
 - ① 過去 年の間に、睦沢町と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これを誠実に履行したと認められる者が入札に参加する場合
 - ② 過去 年の間に、国(公社及び公団を含む。)又は睦沢町以外の他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これを誠実に履行したと認められる者が入札に参加する場合で、一般競争入札参加資格確認申請書に当該工事の契約書の写しを添付したとき。
 - ③ ①又は②に該当する者以外の者で保険会社との間に睦沢町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したものが入札に参加する場合

7 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札に関する注意事項

- (1) 落札者となるべき同価格の入札参加者が 2 人以上あるときは、電子くじにより落札者を決定する。
- (2) 入札書の提出後に入札を希望しない場合には、参加しないことができるので、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムにより入札辞退届を提出すること。
- (3) 電子入札システムの障害等により、電子入札の執行ができないことが判明したときは、入札の執行の延期、紙入札への移行等運用の変更を行うものとする。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出から開札手続が終了するまで同一の I C カードを使用し、有効期限が切れることがないように注意すること。

9 工事費内訳書の提出

- (1) 日 時
提出方法 電子入札システムによる。
- (2) 工事費内訳書の様式は、任意であるが、数量、単価、金額等内訳金額を明示し、工事費内訳書としての内容を備えていること。
- (3) 工事費内訳書は、参考資料として提出を求めるものであるが、提出しない場合には、入札を無効とする。
- (4) 工事費内訳書のサイズが 3 MB を超える場合又は工事費内訳書を添付することが困難な場合にあっては、郵送等で提出するものとする。この場合、事前に提出書類一覧表（睦沢町電子調達システム運用基準 様式第 1 号）を電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムでの提出との分割提出は認めないので注意すること。

10 入札の執行

入札参加資格の確認の結果、入札参加資格を有すると認められた者が 1 人であっても、原則として入札を執行する。

11 入札の無効

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状にある受任者以外の代理人がした入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
- (4) 必要事項を欠く入札
- (5) 明らかに連合であると認められる入札
- (6) 同一者がした 2 以上の入札
- (7) 電子認証書を不正に使用した入札
- (8) 開札日までに有効期限が切れる I C カードを用いた入札
- (9) 入札に際して不正を行った者のした入札
- (10) 予定価格を事前公表する入札の場合においては、予定価格を超える入札書を提出した者のした入札
- (11) 入札金額内訳書を提出することが条件の入札の場合において、入札金額内訳書の提出がない者又は入札金額内訳書に重大な不備のある者のし

た入札

- (12) 再度入札における入札金額が前回の入札の最低金額以上の入札
- (13) 電子入札案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか、次のいずれかに該当する入札
 - ア 金額を訂正した入札
 - イ 記名押印を欠く入札
 - ウ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

12 契約締結時期

落札者の決定後、7 日以内に仮契約を締結しなければならない。
当該仮契約は、睦沢町議会の可決があつたとき、本契約として効力を生ずる。

13 工事代金の支払

工事代金の支払は、睦沢町公共事業の前払金保証事業に対する前払金実施要領に基づく前払（請負金額に対して 4 割以内）及び竣工払とする。

14 低入札価格調査制度

入札の結果、予定価格に 分の を乗じて得た額を下回る価格による申込みが行われた場合は、睦沢町低入札価格調査制度取扱要領に基づき、調査を実施した後落札者を決定する。

15 その他

- (1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (3) 提出された資格確認資料は、返却しない。なお、公表し、又は無断で使用することはしない。
- (4) 工期は、事情により変更することがある。
- (5) 入札参加者は、睦沢町電子入札約款、睦沢町電子調達システム運用基準、睦沢町建設工事に係る電子入札による一般競争入札の実施要領及び契約書（案）を熟読し、入札の心得を遵守すること。
- (6) 落札者は、資格確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。
- (7) 紙入札として参加する場合は、別に定める電子入札案件に紙入札として参加する場合の手続についてを参照のこと。
- (8) 上記以外に定めのないものは、地方自治法施行令及び睦沢町財務規則による。

16 問合せ先

睦沢町役場総務課財政班 電話 0475-44-2516（直通）